

## ○長野県警察スクールサポーター運用要綱の制定について

令和2年3月31日  
例規第12号県警察本部長  
部・課（隊・所）長  
警察学校長  
警察署長

学校との連携を強化して少年の非行防止・安全対策の推進を図るため、次のとおり長野県警察スクールサポーター運用要綱を制定し、令和2年4月1日から実施することとしたから、適正かつ効果的な運用に努められたい。

なお、長野県警察スクールサポーター設置要綱の制定について（平成27年3月4日例規第7号）は廃止する。

### 長野県警察スクールサポーター運用要綱

#### 第1 目的

この要綱は、長野県警察スクールサポーター（以下「スクールサポーター」という。）の運用等に関し必要な事項を定め、もって適正な運営を図ることを目的とする。

#### 第2 責務

スクールサポーターは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。以下「学校」という。）の児童又は生徒（以下「児童等」という。）が安全で安心な学校生活を送ることができるよう非行防止、安全対策等を講ずることを責務とする。

#### 第3 身分等

スクールサポーターは、会計年度任用職員をもって充て、その任用、給与、勤務時間、分限、懲戒その他の身分取扱いについては、長野県警察会計年度任用職員の任用等に関する要綱の制定について（令和2年3月31日例規第8号）に定めるところによる。

#### 第4 職務

スクールサポーターは、人身安全・少年課長の指揮監督の下に、学校、教育委員会等の関係機関と緊密な連携を図り、次に掲げる職務を行うものとする。

##### (1) 少年の非行防止対策に関する活動

- ア 非行防止に関する指導等
- イ 街頭補導
- ウ 少年相談

##### (2) 児童等の安全対策に関する活動

- ア 学校安全に関する防犯指導等
- イ 犯罪情報等の発信

##### (3) 少年の健全育成及び児童等の安全対策に関する広報啓発活動

##### (4) 児童等のいじめ、問題行動等に関する情報収集及びこれに関する助言、指導等

##### (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、本部長が必要と認めるもの

#### 第5 勤務時間

- 1 スクールサポーターの勤務時間は、休憩時間を除き、1日当たり7時間45分を超えず、かつ、1週間当たり31時間を超えない範囲内とする。
- 2 スクールサポーターの勤務日ごとの勤務の開始及び終了時刻は、1に掲げる勤務時間の範囲内において、人身安全・少年課長が活動状況等を考慮して指定することができるものとする。

#### 第6 配置先等

- 1 スクールサポーターは、生活安全部人身安全・少年課に配置する。

2 スクールサポーターの活動拠点及び活動区域は、生活安全部長が定めるところによる。

## 第7 活動計画

人身安全・少年課長は、活動区域内の実態を勘案し、翌月におけるスクールサポーターの勤務に係る重点、活動種別及び時間割を定め、毎月25日までにスクールサポーター活動計画書（様式第1号）を作成し、スクールサポーターに通知するものとする。

## 第8 スクールサポーターの派遣

- 1 人身安全・少年課長は、学校から派遣要請のあるとき又は派遣を必要と認めるときは、スクールサポーターを学校に派遣するものとする。
- 2 警察署長は、人身安全・少年課長に対し、管轄する区域内の学校にスクールサポーターの派遣を要請するときは、派遣要請書（様式第2号）により行うものとする。
- 3 人身安全・少年課長は、2の規定により派遣要請を受けたときは、派遣の必要性等を検討の上、スクールサポーターの派遣を決定するものとする。
- 4 警察署長は、非行情勢等から、管轄する区域内の学校に対する継続的支援の必要性を認知し、又は学校からスクールサポーターの派遣要請に関する相談を受けたときは、人身安全・少年課長に連絡するものとする。
- 5 人身安全・少年課長は、4の規定により連絡を受けたときは、生活安全部人身安全・少年課少年サポートセンターに学校の意向を確認させ、警察署長と協議の上、当該学校に対するスクールサポーターの派遣を決定するものとする。
- 6 人身安全・少年課長は、必要と認めるときは、幼稚園、保育所等にスクールサポーターを派遣することができるものとする。

## 第9 報告

- 1 スクールサポーターは、勤務終了後、勤務日の活動内容をスクールサポーター勤務日誌（様式第3号）により、人身安全・少年課長に報告するものとする。
- 2 スクールサポーターは、毎月の活動結果をスクールサポーター活動月報（様式第4号）により、翌月5日までに人身安全・少年課長に報告するものとする。
- 3 人身安全・少年課長は、スクールサポーターの活動に関して、特異な事案、効果的な事例等を認知した場合は、その都度、本部長に報告するものとする。

## 第10 服装等

- 1 服装は、私服とする。
- 2 警務課長は、スクールサポーターにスクールサポーターの証（別図第1）及びスクールサポーター手帳（別図第2）を貸与するものとする。
- 3 スクールサポーターは、勤務中、スクールサポーターの証をスクールサポーター手帳に収納して携帯し、必要があるときはこれを提示しなければならない。
- 4 スクールサポーターは、勤務中、腕章（別図第3）を着装するものとする。ただし、人身安全・少年課長が認めたときは、着装を省略することができるものとする。
- 5 長野県警察職員の服務に関する訓令（昭和35年長野県警察本部訓令第25号）第7条の4の規定は、スクールサポーターの証について準用する。この場合において、「身分証」は「スクールサポーターの証」と読み替えるものとする。

## 第11 遵守事項

スクールサポーターは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) スクールサポーターとしての信用を傷つけ、又は警察全体の不名誉となるような行為をしないこと。
- (2) 特別の権限が付与されているものではないことを認識し、職務範囲を逸脱しないこと。
- (3) 警察署の生活安全課員（長野中央警察署及び松本警察署にあっては生活安全第一課員、生活安全課の置かれていない警察署にあっては生活安全・刑事課員）及び他のスクールサポーターと連携を密にし、情報の共有に努めること。
- (4) 学校関係者と連携を密にし、学校の運営に支障を及ぼすことのないよう配慮すること。

- (5) 個人情報等の取扱いには特段の注意を払うとともに、職務上知り得た秘密は他に漏らさないこと。  
その職を退いた後も同様とする。
- (6) 受傷事故の防止に努めること。

#### 第12 危害防止のための措置

人身安全・少年課長は、スクールサポーターが職務の遂行に当たり危害を受けるおそれのあるときは、活動する場所、時間、内容等を勘案し、警察職員を同行させるなど受傷事故を防止するための必要な措置を講じるものとする。

#### 第13 研修等

人身安全・少年課長は、スクールサポーターに対し、職務に必要な法令、知識、技術等の指導・教養及び警察倫理教養等の研修を計画的に実施するものとする。

#### 第14 補則

この要綱に定めるもののほか、スクールサポーターの運用に関し必要な細目的事項は、人身安全・少年課長及び生活安全企画課長が警務課長と協議して定める。